

特別養護老人ホーム吾野園

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

1. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的考え方

介護老人福祉施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は、感染が広がりやすい状況にある事を認識しなければならない。このような前提にたって施設では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には敏速で適切な対応に努める必要がある。施設の感染症・食中毒の発生、まん延防止に取り組むにあたっての基本理念を理解し、施設全体でこの事に取り組む。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本的指針

(1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等、施設全体で取り組む。

(2) 平常時の対応（標準予防策）

① 施設内の衛生管理

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的を実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努める。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、施設建物内で活動する場合は、必ずマスクを着用する。（新型コロナウイルス等の対策）また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処する。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。

③ 外来者への衛生管理の周知を図り、まん延防止を図る。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図る。

① 「発生状況の把握」

② 「まん延防止のための措置」

③ 「有症者への対応」

④ 「関係機関との連携」

⑤「行政への報告」

施設長は、次のような場合には、敏速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぐ。

※ 報告書式は、埼玉県の指定様式とする。

＜報告が必要な場合＞

- ① 同一の感染症（新型コロナウイルス・季節性インフルエンザ等）若しくは、食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 2 名以上発生した場合
- ② 同一の感染症（新型コロナウイルス・季節性インフルエンザ等）若しくは食中毒による又は、それらが疑われる者 10 名以上発生した場合
- ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※②については、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10 名以上又は全 利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が、発生してから累積の人数ではないことに注意。

＜報告する内容＞

- ① 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- ② 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ③上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※尚、医師が、感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う。

3.感染症・食中毒まん延防止に関する体制

（1）感染症防止対策委員会の設置

①設置目的

感染症及び食中毒のまん延防止のための対策を検討するための方策を検討するため、感染症防止対策委員会を設置する。

②感染症対策担当者

次の者を感染症対策担当者とします。 看護課主任

③感染症防止対策委員会の構成員

ア) 施設長 イ) 看護職員 ウ) 生活相談員 エ) 介護支援専門員
オ) 介護主任・介護副主任 ク) 管理栄養士 ケ) 厨房主任

④感染症防止対策委員会の開催委員会は、定期的に3ヶ月に1回開催する。
(その他必要時その都度開催する)

⑤感染症防止対策委員会の主な役割

ア) 感染症予防対策及び発生時の対応
イ) 各マニュアル等の作成
ウ) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
エ) 利用者・職員の健康の状態の把握と対応策
オ) 新規利用者の感染症の既往
カ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施(年1回以上)
ク) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

⑥職員の健康管理

ア) 夜勤を行う介護に携わる職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施する。インフルエンザの予防接種について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分に説明の上、同意を得て予防接種を行う。
イ) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため、完治まで適切な処置及び自宅待機等の指示を講じる。

4.感染症・食中毒の予防、まん延防止における各職種の役割

施設内において、感染症・食中毒の予防、まん延の防止のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

(施設長) 1) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任者

(看護師長) 1) 感染症防止対策委員会の総括責任

2) 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の現場責任者

3) 施設長不在時の責任者

(医師) 1) 診断、処置方法の指示

2) 各協力病院との連携を図る

3) 感染症発症時の保健所への報告

(看護職員) 1) 医師、協力病院との連携

2) ケアの基本手順の教育及び周知徹底

- 3) 衛生管理、安全管理の指導
- 4) 外来者への指導
- 5) 予防対策への啓発活動
- 6) 早期発見、早期予防の取り組み
- 7) 経過記録の整備
- 8) 職員への教育

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 医師、看護職員と連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- 2) 緊急時連絡体制の整備（行政機関、施設、家族）
- 3) 発生時及びまん延防止の対応と指示
- 4) 経過記録の整備
- 5) 家族への対応（連絡等）
- 6) 各職種別教育

(管理栄養士)

- 1) 食品管理、衛生管理の指導
- 2) 食中毒予防の教育、指導の徹底
- 3) 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- 4) 緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関等、施設、家族）
- 5) 経過記録の整備

(介護職員)

- 1) 各マニュアルに沿ったケアの確立
 - 2) 生活相談員、看護職員、栄養士、厨房職員との連携
 - 3) 利用者の状態把握
 - 4) 衛生管理の徹底
 - 5) 経過記録の整備
- 5.感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育
介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行う。

5.感染症・食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図ると共に、指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行う。

- ①定期的な教育・研修（年1回以上の実施）
 - ②新任者に対する感染症対策研修の実施
 - ③その他必要な教育・研修の実施
- ①定期的な教育・研修

6. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当該施設内においていつでも自由に閲覧することができます。

付則 平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この指針は一部を改訂し、令和 03 年 4 月 1 日より施行する。

この指針は一部を改訂し、令和 06 年 4 月 1 日より施行する。